

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和3年10月13日 開会

令和3年10月13日 閉会

富士宮市農業委員会

令和3年10月13日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 18名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
10番 松 下 善 洋	11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二
14番 石 川 嘉 章	15番 朝比奈 美 芳	16番 杉 浦 徳 子
17番 植 竹 繁	18番 後 藤 文 隆	19番 松 永 孝 男

欠席委員

13番 齊 藤 学

農地利用最適化推進委員出席委員

2番 塩 川 金 彦	3番 佐 野 三 男	5番 佐 野 均
6番 村 松 慎 一	7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男
9番 望 月 義 雄	11番 鈴 木 四 郎	12番 佐 野 強
13番 近 藤 雅 隆		

欠席委員

1番 佐野 俊 英      4番 遠 藤 光 浩      10番 有 賀 文 彦

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任 主 査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議につきましては、通常どおり行わせていただきます。

また、9月の定例総会につきましては、緊急事態宣言中のため委員の出席者も制限をして開催いたしました。

それでは、会議に入る前に、13番、齊藤 学委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので、御報告いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって開催されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和3年9月9日から令和3年10月12日までにおける農地法の規定による申請（届出）につきまして、取下・取消願の処理状況を事務局に報告させます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました農地法の規定による申請（届出）について取下・取消願の処理状況を御覧ください。

第1項、山宮■■■■、畑169平方メートルほか1筆、計346平方メートルにつきまして、平成31年1月10日に住宅を目的とした農地法第5条届出を受理しましたが、都合により令和3年9月28日、取消願が提出されました。

続きまして第2項、外神■■■■、畑1,213平方メートルにつきまして、平成29年7月10日に資材置場を目的とした農地法第5条許可決定がなされましたが、都合により令和3年9月28日に取消願が提出されました。

続きまして第3項、大中里■■■■、田75平方メートルほか4筆、計221.19平方メートルにつきまして、令和3年3月2日に住宅を目的とした農地法第5条届出を受理しましたが、都合により取消願が提出されました。

続きまして第4項、粟倉■■■■、畑676平方メートルにつきまして、令和3年9月17日に非農地証明の申請がなされましたが、事情により令和3年10月12日取下願が提出されました。

報告は以上です。

議長

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、18番 後藤文隆委員、19番 松永孝男委員を指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、18番 後藤文隆委員、19番 松永孝男委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第61号から議第57号です。

初めに、報第61号から報第66号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年8月21日から令和3年9月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページ、2ページを御覧ください。

報第61号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が6件提出されました。

続きまして、議案の3ページを御覧ください。

報第62号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が1件提出されました。

続きまして、議案の4ページを御覧ください。

報第63号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、1件の届出が受理されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

報第64号 転用目的・事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的・事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、住宅から長屋住宅、駐輪場、ボンベ庫への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の6ページ、7ページを御覧ください。

報第65号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、4件の届出を受理しました。

続きまして、議案の8ページ、9ページを御覧ください。

報第66号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出を受理しました。

報告については、以上です。

議長

事務局からの報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

よって、報第61号から報第66号まで報告済みとします。

議第50号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の10ページを御覧ください。

議第50号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

第1項申請地は貫戸で、貫戸区民館の南に位置する農地です。受人、貫戸の■■■■さんと渡人、亡■■■■相続財産管理人である沼津市の弁護士■■■■さんとの売買契約で茶を栽培する計画です。受人は現在71歳、耕作面積は許可後4万2,405平方メートル、稼働人員は3名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は安居山で、市立西小学校の南に位置する農地です。受人、野中町の■■■■さんと渡人は神奈川県厚木市の■■■■さんとの売買契約です。野菜を栽培する計画となります。なお、受人、所有土地について非農地申請があり、後ほど審議いただきます。受人は現在63歳、耕作面積は許可後3,042平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第3項及び別冊航空写真3ページを御覧ください。

申請地は沼久保で、沼久保区民館の西側に位置する農地です。受人は沼久保の株式会社■■■■で、令和3年4月に設立され、農地所有適格法人の新規就農者として賃貸借契約を行います。渡人は同社の代表取締役である■■■■さんで、サツマイモを栽培する計画です。耕作面積は許可後3,199平方メートル、稼働人員は5名で、今後、障害者を雇用した耕作従事も予定しております。

続きまして、第4項及び別冊航空写真4ページを御覧ください。

申請地は外神で、特別養護老人ホーム外神陽光園の北にあります。営農型太陽光発電設備のための区分地上権設定となります。令和3年1月に許可しております同地における合同会社■■■■の太陽光設備を富士市津田の■■■■株式会社が譲り受けることに伴う設定となります。なお、耕作者は変わらず、三島市の合同会社■■■■です。後ほど事業変更及び支柱に係る許可について、転用目的事業計画変更申請及び農地法5条第1項の許可決定について審議いただきます。受人は先ほど申し上げた富士市津田の■■■■株式会社で、渡人は■■■■さんです。

続きまして、第5項、第6項は同一受人の案件になりますので、一括して説明します。別冊航空写真5ページ及び6ページを御覧ください。

第5項は上野幼稚園の東に位置する農地で、第6項申請地は上条上区第一町内会集会所の南西に位置する農地です。いずれも受人は猫沢の農事組合法人■■■■で、渡人は第6項は■■■■さん、第7項は■■■■さんとの売買契約で、野菜を栽培する計画です。耕作面積は許可後、13万2,226.01平方メートル、申請地における稼働人員は7名です。

以上、第1項から第3項、及び第5項、第6項の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない案件には該当せず、また第4項につきましては農地法第3条第2項ただし書きにある不許可の例外となる区分地上権の設定に該当するため、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの上程議案のうち、3項について、担当委員の調査報告をお願いします。

18番 後藤 文隆委員

ただいま審議中の第3項の調査結果について、報告いたします。

10月4日14時、事務局2名と株式会社■■■■代表取締役の■■■さんと、取締役の■■■さんと私の5人で現地にて会い、話を聞きました。

渡人は、株式会社■■■■代表取締役の■■■さんです。申請地の地目は畑で、一部は耕作され

ており、ほかは草刈り管理されていきました。受人は、障害者就労支援農業による新規就農で、今回の申請地については周辺の農地と同様に耕作肥培管理を行う予定で、周辺地域における農地の効率的な利用に問題はありません。また、受人の新規就農経営計画はサツマイモを栽培し、関連事業として干し芋の販売を計画しています。また、労働力は5人で、従業員8名の増員を予定しており、農機具・労働力も確保され、技術・経験も備えており、申請書のとおり問題がありませんので、御審議のほどお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第50号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第51号 転用目的・事業計画変更申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の12ページを御覧ください。

議第51号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真7ページを御覧ください。

外神■■■■の内、畑0.73平方メートルにつきまして、令和3年1月12日に三島市の合同会社■■■■が営農型太陽光発電設備の設置を目的とする農地法第5条の一時転用許可を受けましたが、諸事情により事業継続が困難となったため富士市の■■■■株式会社が事業承継しようとするものです。当初の転用事業者は計画に基づき太陽光発電設備を設置しましたが、コロナ禍での資材の高騰や工期の変動等により法人の経営が悪化し、今後における設備の維持管理等を継続することが困難となりました。仮に許可の取消処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されることが認められなかったため、今般、事業を承継する形で申請人が地上権設定し、営農型太陽光発電設備として利用したく申請に至りました。承継する申請人は、電力の売買や供給、発電事業を行う法人で、企業としての2050年カーボンニュートラルビジョンに基づく再生可能エネルギーによる発電事業への参入及び展開を計画しております。今般、本社のある富士・富士宮地区においてソーラーシェアリングの用地を探していたところ、既にFIT認定及び一時転用許可が下りていて設備も設置済である本申請地が最適であると判断し選定しました。申請地は、外神陽光園の北に位置する農振農用地区域内の農地で、いわゆる青地に該当し原則許可はできませんが、不許可の例外に当たる一時的な利用として支柱を建てて営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置するため、支柱部分のみの一時転用となります。下部の

農地については、当初の営農計画と同様、三島市の合同会社■■■■がブルーベリーを栽培する計画です。転用期間は、当初許可時の終期である令和6年1月11日までとなります。設備の購入費や撤去費用等の資金は自己資金で確保されており、設備については既に設置済みのため、新たな工事は実施しません。本件については、計画変更の承認後、承継事業について農地法第5条の許可を要するため、この後の議第53号にて改めて御審議いただきます。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案1項について、担当委員の調査報告をお願いします。

8番 石川 邦彦委員

ただいま審議中の営農型太陽光発電について報告します。

10月7日、午後1時半頃、行政書士、申請人法人の担当者、事務局、農業委員の計5名で立ち会いました。場所は社会福祉法人外神陽光園の北側です。この件については、以前報告しました地主とブルーベリー農園担当者は変わらず、ソーラーパネルが申請人に権利を買い受けるそうです。問題ないと思います。御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

19番 松永 孝男委員

1つ、教えてください。ここでソーラーパネルを設置してということで、転用期間が令和6年1月11日までということになってるんですけど、ソーラーパネルとか設置しちゃうと大体20年物とか30年ぐらいだと思うんですけど、これはその都度、期限が来たらまた5年延長、5年延長みたいな格好にしていくのか。その辺だけちょっと教えてください。

事務局 大瀧主事

今、御指摘いただいた期間についてはおっしゃるとおりで、基本的に認定自体は10年とか20年という期間で取っていただいているのが基本だと思います。ただ、農地法上の一時転用許可、営農型太陽光発電設備を設置する場合の基準というのが別途ありまして、最長で10年、10年取れる方が認定農業者もしくは認定新規就農者、あと耕作放棄地を利用する場合などの条件がある中で、最長10年というふうに決められています。今回のケースに関しては、特に認定農業者とかということではなくて市内で初めてやる業者さんだったこともあって、1月の許可の時点では3年間という許可を出しました。今回継承するので、その3年間の残りの期間をそのまま承継する形で、終期を当初の許可日と合わせています。その後については、再度総会の場で御審議をいただいて許可をしていくかどうか、また撤去になるかどうかを審議する形で、その後の期間については5年あるいは10年という形で延びていく可能性は考えられます。

以上です。

議長

よろしいですか。

19番 松永 孝男委員

分かりました。

議長

私からいいですか。この件につきまして、公道の結構大きな道路でございますもので、人通りも車も多いんですから安全上の問題は何かいかがですか。

事務局 大瀧主事

設備についてはもう既に設置済みで工事等は今後行いませんので、工事期間中の安全管理というか、そういうものに関しては既に配慮された上で工事は済んでおります。今後の管理に関しては、特に見切り等は施工しないので、営農型になるので、そのまま中の農地を管理しながらという形になるので、周辺のフェンス等は回しませんが、安全面に配慮しながら管理していただくという形にはなると思います。

以上です。

議長

今どんな状況になってるのかな。

事務局 大瀧主事

今もう設備自体がもう設置されていて、下部の農地も営農が開始されブルーベリーの苗木が植わっている状態です。売電も始めてますということでした。なので今回、発電設備の権利だけを移転するという形になります。

議長

名義変更ですね。

事務局 大瀧主事

はい。

議長

分かりました。

ほかにはありませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第5 1号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第5 1号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第5 2号 農地法第4条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の1 3ページを御覧ください。

議第5 2号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地、人穴■■■■の内、畑4 6 1平方メートルにつきまして、根原の株式会社■■■■が農業用倉庫に転用しようとするものです。申請人は、ワインの製造販売やワイン用ブドウの栽培を行う法人です。本申請地においては、平成29年10月に農地法第3条の許可を得て賃貸借権

に基づき耕作を行ってまいりました。しかし、当初より農機具や農業用資材を保管する場所がなく用地を探していたところ、今般、土地所有者より敷地内に農業用倉庫を建設することの承諾を得られたことから申請に及んだものです。申請地は、日本盲導犬総合センター富士ハーネスの北約300メートルに位置する第二種農地に該当します。倉庫内には、草刈り機や薬剤噴霧器等の農機具置場、肥料等の保管スペースが確保されており、また建築基準法の接道要件を満たすための拡張部分も敷地面積として含まれていることから、転用面積は過大でないと判断しました。また、周辺農地は、全て申請人の耕作地であるため影響はなく、問題ないと思われます。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

17番 植竹 繁委員

ここの地主が昔、牧場をやっていたもんですから、点線のちょっと下側を見てもらうと分かるんですけど、白い建物が住宅なんです。そのほかに牛舎からいろんな建物がここに建ってるんですけど、今、このうちは酪農をしてないですから、これは空き家になってると思うんです。そんなに距離的に離れてないから、ここの建物を借りたらどうかなって思ったもんですから、こんな質問をしました。

議長

これ、場所は、橋があるんですよね、ちょっと行ったところに。

17番 植竹 繁委員

そうです。

議長

その手前に入ってるんですよね、右にね。何ていう人だっけ、牛飼ってる人。

17番 植竹 繁委員

あの。

議長

あの方か。分かった。ということですので、事務局に答えるっていうのは無理だけど、一応そんな話があったっていうことをお伝えいただきたいんです。

事務局 大瀧主事

一応、事情というか、今なぜここに新たに建てることになったかっていうところかというと、ここ自体はまだ所有者さんは変わってなくて、この筆のうち一部を耕作地として法人さんで今借り受けている状態です。借り受けている土地のエリアには建物は含まれてなくて、畑の部分だけを今借りているような状態です。今回その中に新たに倉庫を建てたいということなんですけれども、一応、倉庫自体も法人さんでいろいろ検討していく中でこういう設備が必要だとか、あとちょっと私は詳しくないんですけどワイン用の資材なので、保管するのにあたって、あと苗木も置くという関係でほかの品種の影響を受けないような形で保管したいとか、いろんな条件があって、新しく建てるのに至ったというのは聞いてるんですけど、既存のところを使えない理由までは、伺ってないです。すみません。

農地利用最適化推進委員 13番 近藤 雅隆

現在の4条の第1項、よろしいですか。すぐ近くなもんですから、ちょっとこの前行って、こ

の申請の前に寄ってきました。建物はあったんですけど、倉庫もあったんですけど、元の持ち主の作業機械の中折れのローダーとかトラクターとか置いてあったもんですから、使うのは無理だろうなど。植竹さんは言われましたけど、それをどかしてわざわざあれするのは大変じゃないのかなとは思いました。今、現況は動いてるかどうかは分かりませんが、ありました。トラクター、機械関係がね。この白いうちの前の畑だと思うんですけど、自分で多分モアか何かで刈ってました。牧草が倒れてたもんで、刈ったんだなと思って見てました。たまたま通ったときに。ワインの柵があるところね。この。ちょこっと寄って、話はしませんでしたが、苗木もあるし、一生懸命やってるのかなと思って見てました。

補足になったかどうか分からないですけど、以上です。

議長

これ、朝霧高原の道の駅の北側のあれと同じですね。

17番 植竹 繁委員

3年ぐらい前にここ申請が出て許可してるんですよ。そのときに何でやったら、聞くところによると根原だと霧が多過ぎちゃってブドウに病気がいっぱい出ちゃうもんだから、「どこかいいたところない？」というのが事の始まりで、ここが空いてたもんだから。

議長

北山のほうでは別の法人ですけど、大々的にやっていますね。あそこはいいみたいですね。ほかにはございませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

採決に移ります。

議第52号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第52号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第53号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の14ページを御覧ください。

議第53号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする、農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真9ページを御覧ください。

申請地は、山本■■■■、畑299平方メートルで、山本の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請人は現在、本家に住んでおりますが、家族が増え手狭となり住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため、申請に及んだとのこと。申請地は法典寺の北東約100メートルに位置する街区に占める宅地の割合が40%を超える第三種農地に該当します。周囲は北を道路、東を宅地、西と南を農地に

接しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われる。本家の所有する土地の中で周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。資金は借入で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項は先ほど計画変更申請にて審議され承認された案件です。申請地は、外神■■■■の内、畑0.73平方メートルで、富士市の■■■■株式会社が地上権設定し、営農型太陽光発電設備に一時転用しようとするものです。詳細は先ほど御説明したとおりですので、割愛させていただきます。

続きまして、第3項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は、馬見塚■■■■、畑280平方メートルで、馬見塚の■■■■さんと■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請人は現在、本家に住んでおりますが、家族が増え手狭となり住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのこと。申請地は富士宮ホテル時之栖の南西約500メートルに位置する第二種農地に該当します。周囲は東を道路、北を宅地、西と南を農地に接しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため影響は軽微であると思われる。本家の所有する土地の中で他に代替できる土地はなく、選定理由は問題ありません。資金は借入で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第4項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は、猪之頭■■■■、畑4.05平方メートルで、猪之頭の■■■■さんが売買により取得し、農業用倉庫敷地に転用しようとするものです。申請人は、猪之頭地区で約1.7ヘクタールの農地を耕作している農業者であり、現在自己所有の宅地に農業用倉庫2棟と作業スペースを確保し利用していますが、宅地と接道との間に狭小の本申請地が存在することが判明し、道路からの乗り入れには本申請地を一体利用することが必要不可欠であるため、今般、農業用倉庫敷地の拡張のための申請に及んだものです。申請地は、富士宮市立井之頭小学校の北約300メートルに位置する第二種農地に該当します。申請地の周辺は道路と宅地に囲まれており、周辺農地への影響はありません。農機具保管用の倉庫2棟は既に設置されており、また農作業スペースとして確保されている面積と今回拡張する部分の面積を比較しても転用面積は過大ではなく、問題ないと判断しました。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

6番 佐野 正委員

ちょっと道がそれちゃうか分かんないですけども、この分家住宅。分家住宅を建てて、住人というんですかね。その家主が亡くなってしまったとって、売買することは農家なら売買できますけども、貸家みたいな形にとることはできますか。大丈夫ですか。

事務局 大瀧主事

分家の要件については、都市計画課のほうで都市計画法に基づいて用途を決めて取り扱っているものになるので、第三者の方がそこを取得しようとする場合は、その条件が合えば用途変更とかを行って取得できるというケースがあることは伺ってます。ただ、詳しい要件については、都

市計画のほうで、例えば持ち家がないとか、いろいろ細かい要件が決まっているというのは聞いているので、一概に貸家として扱うことができるかできないかとかってというのはケース・バイ・ケースになると思うので、個別の案件として伺っていただければと思います。お願いします。

6番 佐野 正委員

ありがとうございます。

議長

いや、今の関係で古くて申し訳ないですが、一応、分家につきましてはそのとおりで字のごとくで、よく昔ね、分家で作って住んでいる人が違う場合があるんですよ。そういう事例もあるんです。それから、当時は分家はあくまで分家で、二、三男の。あとは例外的には認めていません。ですから、今の件も、もしでしたら、また運用が変わっている場合もありますから、詳しいことはまた聞いてください。

以上でございます。

17番 植竹 繁委員

今、関連したことで、例えば農業者じゃないんだけど競売で手に入れちゃって、地域で今いろんなことがあるもんですから、「俺は競売で買って、おまえらと話す義務はない」とか、こういう人がいっぱい入ってこられると、農業者は農地を守って農業していくよと言ったときに、全く違う。これが2人、3人って入ってこられた場合、やっぱり競売かけるときに、ここは農業者じゃないと買えませんよというのを附帯としてつけてくれるといいかなって、ちょっと自分らの地区で今起きている問題がありますので、よろしく審議をお願いします。

議長

今の件もいろいろ問題があって競売になったというのがありますけど、昔あったんですが、いわゆる一旦住んでしまうと居住権がつくんですよ、居住権が。こういう問題もありますので、当時、私も都市計画課時代に非常に苦慮して、また県とも協議したんですが、やっぱり居住権が取れるんですよ、実際は住んでて、俺を追い出すのかなんていうことがありまして、また詳しいところにつきましては、都市計画課のほうで伺ってください。

以上でございます。

ほかにはよろしいですか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第53号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第53号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の16ページを御覧ください。

議第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりであったので審議を求める。なお、本件に係る静岡県農業委員会ネットワーク機構から許可相当の答申があった場合において農業委員会会長が許可の処分をする。

第1項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は下稲子■■■■、畑ほか15筆、計5,671平方メートルで、長貫の■■■■株式会社が売買により取得し、資材置場に転用しようとするものです。申請人は、砕石等の採取・販売を行う法人です。現在、山梨県南部町十島と下稲子に約4ヘクタールの砕石置場を所有していますが、近年、コンクリート用骨材等の需要が増加し、取引先も増えたことから1日当たりの生産量に対し平均出荷量が上回るため、供給のための相当数量のストックが必要となり、資材置場の拡張を検討していました。今般、既存の資材置場の隣接であるため、運搬車両等が直接出入りすることのできる利便性や安全性があることや、一定規模以上の面積があり周辺に民家が少ない等の要件を満たす本申請地を取得できることとなったため申請に及んだものです。申請地は、JR稲子駅の南西約500メートルに位置する小集団の生産性の低い第二種農地に該当し、周囲は東と南が既設の資材置場であり、西を山林、北を農地に接しますが、境界には緑地と見切りフェンスを施工する計画のため影響は軽微であると思われます。計画地内の官地については、用途廃止及び付け替えの協議を進めており、雨水排水については自然浸透させる計画です。周辺において他に代替性のある土地はなく、選定理由も問題ありません。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

9番 佐野 公洋委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

10月8日、申請関係者、会社の芝川工場の工場長でした。それと代行者の工務所、望月会長、事務局職員と現地で会い、調査を行いました。申請地は、申請者が現在、資材置場として使用している用地の隣接地であります。今年の農地パトロールで、一部を耕作放棄地として事務局のほうに報告する予定でございました。事業計画は、現在の資材置場が手狭となり拡張するもので、市の管理課とも協議されており、計画の実効性、資金調達計画にも問題はないと思われます。また、地元への説明も済んでいるとのことでした。詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。申請のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

ちなみに、この面積に対しまして、砕石等を置くわけですがね、道路はどういうふうに入っていくんですか。その点、ちょっと説明してください。

事務局 大瀧主事

こちらは旧芝川町の案件で下稲子なんですけれども、道が大変狭くて大型トラックを北から乗り入れることは不可能です。既設の資材置場のほうは南側に入り口がありまして、そちら側から運搬車両を出入りさせている現状になるので、そこと繋げて既設の資材置場から出入りをするよ

うな形をとります。なので、接道は南側というか、山梨県側にとります。

以上です。

議長

ということで、現場へ行きますと山が削られたところがございますので、富士川沿いにダンプの道路がありますね。こちらの狭い道路は私も行きましたが軽トラが精いっぱいのところですので、そういうことでございます。

それでは、ほかにはございませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

採決に移ります。

議第54号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第54号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。この案件は、10月22日に開催の静岡県農業会議常設審議委員会に諮ります。

議第55号 非農地証明申請の審議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の17ページ、18ページを御覧ください。

議第55号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真13ページを御覧ください。

申請地は貫戸■■■■、畑932平方メートルほか2筆、計2,135平方メートルで、貫戸区多目的広場の南に位置する農地です。申請人の先代が昭和63年5月24日、豚舎を建設しましたが、平成20年頃から体調を崩し廃業し、その後、農業用倉庫、農業用の作業場として利用していたものです。都市計画法上、農業用施設であれば問題はなく、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

続きまして、第2項についてですが、先ほど報告をさせていただきましたとおり、令和3年10月12日付けで申請者より取下願が提出されております。

続きまして、第3項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地は内野■■■■、畑340平方メートルほか1筆、計1,231平方メートルで、小田急西富士ゴルフ倶楽部の東、国道139号線沿いに位置する農地です。申請人の先代から年月日不詳ではありますが耕作ができない状況であり、そのまま放棄し山林原野化し、現在に至ったものです。周辺も山林に囲まれ農地への復元は不可能であり、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第4項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地は内野■■■■、畑82平方メートルで、小田急西富士ゴルフ倶楽部の西に位置する農地であります。昭和11年頃、県道の整備に伴い公衆用道路として利用され、現在に至ったもの

です。周辺も道路と山林に囲まれた公衆用道路で、農地への復元は不可能であり、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第5項及び航空写真16ページを御覧ください。

申請地は内房■■■■、畑9.91平方メートルほか1筆、計24.91平方メートルで、ダイナ橋の側道沿いに位置する農地です。昭和30年頃に申請者の先代が建築した住宅で、昭和60年頃から空き家状態となり現在に至ったものです。都市計画法上、線引き前住宅であるため問題はなく、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

続きまして、第6項及び航空写真同じく16ページを御覧ください。

申請地は内房■■■■、畑19平方メートルほか1筆、計112平方メートルで、同じくダイナ橋の側道沿いに位置する農地です。年月日は不詳ですが、先代が耕作不向きなため放棄し、山林原野化し現在に至ったものです。周辺も山林に囲まれ、農地としての復元は不可能であり、非農地として扱って差し支えないと判断いたしました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

18番 後藤 文隆委員

ただいま審議中の第1項の調査結果について報告します。

10月4日10時30分、申請人と事務局2人、私の4人にて現地出で会い話をしました。今回、先ほどの農地法第3条1項の申請の際、調査したところ、当該申請地の地目が畑であり、農業用施設である茶工場の一部と豚舎とビニールハウスが畑に建ててあることが判明しました。申請人は農地法を知らなかったため、今回に至ったとのこと。申請地の周辺は申請者の山林と農地で周辺の農地にも影響がなく、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いします。

12番 植松 眞二委員

ただいま審議中の3項、4項について報告をいたします。

10月11日、申請代理人、事務局2名、私4名で現地を確認いたしました。昭和45年頃、先代が植林をし樹齢30年から40年の杉・ヒノキの山林となっており、申請地の周囲も山林となっています。耕作には不向きな場所であり、農地としての再生は困難なため、申請のとおり問題ありません。

現在、3項については航空写真の、これは現在139号線です。これはバイパスからずっと上がったのが今の現在の位置です。

4項のほうの同日、現地を確認しましたところ、昭和11年、これは旧139号線、現在は県道になっております。県道整備に伴い公衆用道路として利用され現在に至っています。事務局の説明のとおりであります。申請のとおり問題ありませんので、3項、4項の審議のほど、よろしくお願いをいたします。

9番 佐野 公洋委員

ただいま審議中の第5項及び第6項の調査結果について報告いたします。

10月4日、申請人、鈴木推進委員、事務局職員2名と現地で会い調査を行いました。

第5項は、昭和30年頃、住宅を建設した当初から住宅敷地として利用されていることを確認いたしました。

隣接する第6項は傾斜地であり、当初は栗畑として利用されていたようでしたが長年放置され、ほかの雑木も生い茂り山林化しておりました。農地面積も狭く、農地として復元利用することは困難と判断いたしました。詳細につきましては、事務局説明のとおりであります。2件とも申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

私、参考にちょっと聞きたいんですが、5項、6項これは狭いんですが、この航空写真「ダイナ橋」と書いていますよね、「ダイナ」。私もちょっと聞いたことがありますけど、台風の名前の云々ですが、これ分かる方いますか。

事務局 望月次長兼振興係長

ダイナ橋、旧芝川町の内房地内にあるんですけども、昭和30年前後の、これは台風の当時内房地区のいわゆる河川の氾濫等もありまして、ここにかかっていた橋も実は倒れまして、この前の前の橋が倒れまして、その後、新しい橋を作ったんですけども、今回このダイナ橋はきれいな橋になってるんですけども、これは県道拡幅工事に伴って新しく橋ができたわけですけども、名前の由来につきましては、やっぱり台風、ダイナ台風という台風の被害が大きかったものですから、特にこの辺の地区は大きくて、その際に橋も落下して、その橋の名称がダイナ橋というような感じにつけられたと聞いております。

議長

ありがとうございました。今は台風の名前は何号、何号で分かりますけど、昔は伊勢湾台風とか室戸台風とか狩野川台風とかいろいろありましたけど、私もこれ当時、役所に入ったときにダイナ台風ということで聞いたことありまして、確認のためでございますので、皆さんも一つ勉強になったと思います。

それでは、ほかに質問のある方は。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認め、採決に移ります。

議第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第55号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

議第56号 農用地の所有権移転あっせん申し出に係る買入れ協議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の19ページを御覧ください。

議第56号 農用地の所有権移転あっせん申し出に係る買入れ協議について

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農用地の所有者から所有権移転あっせん申出書の提出があったので、当該農用地について農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構による買入協議を行う旨の通知をするよう富士宮市長に要請する。

第1項及び航空写真17ページを御覧ください。

申請地は根原字宝山■■■■、畑、1万4,268平方メートルで、あさぎりフードパークの西に位置する農地です。本案件は、農地中間管理機構を介して利用集積計画による所有権移転をするためのあっせん申出に対し、買入れの協議を行うことの通知を市長に要請するものです。これが決定されると、農業委員会から市農業政策課に対し買入れ協議の要請をします。その後、市として買い手を探し、所有権移転の手続をしていくという流れになります。買入れ協議がまとまった際には、今後の農業委員会総会において利用集積計画の中の所有権移転として議案が上程されますので、改めて御審議をお願いします。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

ここは、この隣ですか。植竹さん、臨時駐車場がよく年に一遍、この近くですね。

17番 植竹 繁委員

あさぎりフードパークって名が打ってある北側が、よく一時転用で出る場所です。これはあっせんするんだけど、フードパークが使ってるところも結構面積あるんですよ。どこへあっせんするのか、ちょっと聞きたいです。

事務局 池田主査

すみません。あっせんについてなんですけれども、これからあっせんして申し出、買入者を探すという形になりますので、ちょっと具体的にここだというのは申し上げられないんですけれども、一応そのような状況です。

議長

地主さん、やめたわけじゃないでしょ。

17番 植竹 繁委員

ほかのところを今度、買う予定で。ここは出てきてないんです。あります。多分、これ売りたいんだと思ってはいるんです。

議長

そういうわけで、正式に決まったわけじゃございませんので。

ほかには御質疑のある方は。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

採決に移ります。

議第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第56号は、原案のとおり処理することに決定いたします。

議第57号 富士宮市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

本議案のうち3項から5項については、17番、植竹 繁委員が関係する案件であるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、事務局から

議案の概要説明後、退席を求めます。

それでは事務局、概要説明してください。

事務局 池田主査

では、利用集積計画の概要について説明します。

議案の20ページを御覧ください。

議第57号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和3年9月24日付け富農第784号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき別紙のとおり決定するものとする。

別紙 農用地利用集積計画(案)について説明します。ページを1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画(案)の2ページ目の農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数7人、利用権を設定する者の数11人、利用権を設定する農用地の面積は計23万5,346平方メートルです。

1枚めくって4ページの集積計画を御覧ください。第1項から第11項まで全て中間管理事業になります。以上で、概要の説明を終わります。

議長

ここで17番、植竹 繁委員の退席を求めます。

[17番 植竹委員 退席]

議長

それでは、3項から5項について、先に審議いたします。

事務局から議案の説明をさせます。

事務局 池田主査

それでは、第3項から第5項までの案件について説明します。

議案の第3項から第5項、そして別冊航空写真20ページから23ページを御覧ください。

第3項申請地は人穴、麓及び根原で、人穴は西富士霊園の東に位置する農地です。また、麓は植竹牧場の北、朝霧メイプルファームの東に位置する農地です。根原は静岡県立朝霧野外活動センターの東に位置する農地です。

第4項申請地は麓及び根原で、麓は植竹牧場の周囲に位置する農地です。根原は静岡県立朝霧野外活動センターの東及び北に位置する農地です。

第5項は静岡県立朝霧野外活動センターの北東に位置する農地です。

いずれも麓の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は21万7,626平方メートルになります。

以上、第3項から第5項まで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。それでは、採決に移ります。

議第57号のうち、3項から5項について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第57号のうち3項から5項について原案のとおり処理することに決定いたしました。17番、植竹 繁委員の入場を求めます。

[17番 植竹委員 入場]

議長

引き続き、議第57号について、事務局からの議案の説明をさせます。

事務局 池田主査

それでは、第3項から第5項までを除く各項について順に説明します。

第1項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

第1項申請地は杉田で、杉田運動公園の南西に位置する農地です。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、9年8カ月新規になります。移転後経営面積は7万4,589.09平方メートルになります。

続きまして、第2項及び別冊航空写真19ページを御覧ください。

第2項申請地は大岩で、市立富士根南小学校の北東に位置する農地です。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は6万7,028.53平方メートルになります。

続きまして、第6項及び別冊航空写真24ページを御覧ください。

第6項申請地は人穴で、人穴区廣見公民館の南に位置する農地です。淀川町の合同会社■■■■への賃借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は1万1,381平方メートルになります。

続きまして、第7項及び別冊航空写真25ページを御覧ください。

第7項申請地は猫沢で、猫沢区民会館の南東に位置する農地です。猫沢の■■■■さんへの使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は2万4,894.80平方メートルになります。

続きまして、第8項及び別冊航空写真26ページを御覧ください。

第8項申請地は北山で、北山辻自治会集会所の南西に位置する農地です。宮原の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は2万2,420.76平方メートルになります。

続きまして、第9項から第11項までは同一借主の案件になりますので、一括して説明します。航空写真27ページを御覧ください。

申請地は羽鮒で、認定こども園芝川リズムの周辺に位置する農地になります。静岡市清水区の株式会社■■■■への賃借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は8万3,097平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。採決に移ります。

議第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって、議第57号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

続きまして、報告事項として「農地改良届の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年9月9日から令和3年10月12日までにおける農地改良届の受理状況について説明します。

本日配付しました農地改良届についての受理状況及び添付の航空写真を御覧ください。

第1項、麓■■■■の内、3万509平方メートル、現況畑ほか4筆、計3万5,917平方メートルにつきまして、現在牧草地として使用しておりますが、傾斜の大きい箇所が何か所もあり、農業用機械での作業が大変困難であるため、牧草地のかさ上げを目的とした農地改良届が令和3年10月6日提出されました。工事期間は令和4年3月18日までの予定になっております。富士砂防事務所の土を搬入するため、管理課の盛り土条例は適用除外となり該当しませんが、施工について管理課を含め関係課と情報を共有し、連携して対応していく予定であります。

説明は以上です。

議長

事務局からの報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

議長

それでは、御質疑なしと認めます。報告済みといたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、11月10日を予定しています。

以上をもちまして、令和3年10月富士宮市農業委員会総会を閉会とします。

午後2時13分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

18 番

会議録署名人

19 番